

工事請負契約における
設計変更ガイドライン

平成 31 年 4 月

名古屋市緑政土木局

目次

1. ガイドラインの目的	1
2. 設計変更の基本事項	1
(1) 設計変更の基本原則	1
(2) 設計変更を行う場合	2
3. 設計変更が不可能な場合	3
4. 発注者及び受注者のとるべき措置	4
5. 設計変更を行うことができる主な事実の具体例	5
6. 「設計図書の照査」の範囲について	7
7. 設計変更を行う場合の手続き	9
8. 設計変更に関わる資料の作成	12
9. 指定と任意	12
様式 1～6	14～19

1. ガイドラインの目的

本市緑政土木局では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、河川、公園などの様々な公共施設の整備及び維持に関する請負工事を毎年数多く実施しています。

これら請負工事を発注するに当たっては、現場の形状、地質、湧水などの自然的条件や市街部においては騒音、振動、他の公共施設(上下水道、電気、ガス等)及び交通の確保などの社会的な制約条件の中で当該工事目的物を完成するため、必要な調査及び工事方法を検討のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、工事の進行にあたり、これら調査結果及び工事方法が実際の現場と一致しない場合や、予期することができない特別な事態が生じるなど、当初設計内容を変更せざるを得ない場合があります。

本ガイドラインは、名古屋市工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きを円滑化することを目的としています。

事例は、参考例であってこれだけに限定するものではありません。

2. 設計変更の基本事項

(1) 設計変更の基本原則

設計変更は、「工事の目的を変更しない範囲で、特に必要とする場合及びやむを得ない場合に行うことができるものとする。」を原則とします。

よって次に掲げる場合には、設計変更の原則を超える内容のため、当初の工事と分離して取り扱うことになるため、設計変更により対応することはできません。

ア 当初契約した施工場所以外の場所で施工を追加する場合

(但し付帯工事、関連工事、影響範囲、地元調整等当初工事と大きく関連し、同一施工管理するのが適切な工事の場合は、除きます)

イ 当初の工事目的とは関係のない工事を追加する場合

上記に該当する場合であっても、当初の工事と分離して発注することが、設計変更により対応することに比較して不合理であると認められる場合には、設計変更にて対応できるものとします。

また、設計変更を行う時期は、変更事由が発生した場合に、速やかに行うものとします。

ただし、次の例に該当する場合などは、この限りではありません。

- ・名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱第21条第2項に該当する場合
- ・約款第19条に該当する場合
- ・約款第24条に該当する場合
- ・工事完成後、出来形測量を実施し、設計数量を照査し、必要に応じ、設計変更を行う場合

(2) 設計変更を行う場合

ア 設計変更については、名古屋市請負工事契約約款(以下約款という。)において次の場合に行うものと規定しています。

表1 設計変更を行う主な事実とその根拠条文

設計変更を行う主な事実	根拠規定
1. 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しない場合 I	約款第 17 条第 1 項第 1 号
2. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 II	約款第 17 条第 1 項第 2 号
3. 設計図書の表示が明確でない場合 III	約款第 17 条第 1 項第 3 号
4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 IV	約款第 17 条第 1 項第 4 号
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 V	約款第 17 条第 1 項第 5 号
6. 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合 VI	約款第 18 条
7. 工事用地が確保できないこと等のため又は天災等により受注者が工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部又は一部の施工を一時中止したもので、これが受注者の責めに帰すことのできないと認められた場合 VII	約款第 19 条

表 1 における場合のほか、約款では第 7 条、第 14 条、第 16 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 29 条及び第 39 条で契約変更する場合があることを規定しています。

表 1 に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を逸脱している場合には、設計変更により対応することはできません。

また、発注者の指示を受けずに設計図書を変更して施工するなど、所定の手続きを経ていない場合にも、設計変更により対応することはできません。

イ 発注者が、土木工事標準仕様書 第1編 1. 1. 3 2に規定する受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を受注者に実施させた場合は、それらに要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとし、設計変更で対応するものとします。

3. 設計変更が不可能な場合

表2に示すような場合は、原則として設計変更で対応することはできません。

(ただし、約款第 25 条(臨機の措置)での対応の場合は、この限りではありません。)

表2 設計変更が不可能な場合

設計変更が不可能なケース	
①	契約図書に条件明示のない事項において、約款第 17 条第 1 項～第4項に規定する手続きを行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
②	発注者に約款第17条第1項に基づく通知を行っているが、発注者からの調査結果の通知前に施工を実施した場合。
③	承諾で施工した場合
④	約款(第17条～第23条)に定められた所定の手続きを経していない場合。
⑤	指示・協議等、書面によらない場合。

4. 発注者及び受注者のとるべき措置

(1) 発注者

発注者は、受注者が工事目的物を適切に施工できるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、設計図書の訂正または変更の必要が認められた場合には、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

そのため、発注者は次の事項にかかる措置をとる必要があります。

- ア 設計変更を行う必要が認められた場合には、必要な指示、協議等を書面で行う。
- イ 受注者から設計図書について確認の請求があった場合には、受注者の立会の上、調査を行う。
- ウ 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する(約款第 22 条、第 23 条)。

(2) 受注者

受注者は、工事目的物を設計図書の定めるところにより、適切に施工する義務があり、工事の施工にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを十分確認する必要があります。

そのため、受注者は次の事項にかかる措置をとらねばなりません。

- ア 土木工事標準仕様書に規定する受注者が行うべき設計図書の照査の結果、設計図書に関して疑義が生じた場合には、受注者の勝手な判断により施工を続けるのではなく、速やかに発注者に事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を請求しなければならない。
- イ 設計図書の訂正又は変更が必要な場合には、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。
- ウ 承諾で施工した場合には、設計変更で対応することはできないため、設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合には、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。

5. 設計変更を行うことができる主な事実の具体例

I

図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しない場合

- (1) 図面と設計書で舗装の厚さが一致しない。
- (2) 図面と設計書で管径が一致しない。
- (3) 図面と設計書の数量(管布設延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない。

II

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

- (1) 設計図書に誤謬がある場合
 - ア 同一部分の舗装構成が図面によって異なる。
 - イ 設計図書で示されている工法(指定仮設)が、条件明示されている土質条件では施工できない。
- (2) 設計図書に脱漏がある場合
 - ア 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない。
 - イ 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。
 - ウ 条件明示する必要があるにもかかわらず、使用する工事材料の仕様等が明示されていない。

III

設計図書の表示が明確でない場合

- (1) 設計条件を指定する必要性がある場合で、土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確になっている。
- (2) 指定仮設として水替工実施の明示はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- (3) 指定仮設及び工事目的物に使用する工事材料の規格(種類、強度等)の明示がない。

IV

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

- (1) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- (2) 設計図書に明示された地下水位が現地と一致しない。
- (3) 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- (4) 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- (5) 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。
- (6) 設計図書に明示された舗装種類が現地と一致しない。
- (7) 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と比較して、工事現場で試験による改良後の強度のほうが大幅に不足する場合あるいは、大幅に上回る場合など想定と一致しない。

V

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することが
できない特別な状態が生じたことにより、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、当初の設計図書
どおりに施工することが困難又は、不相当となる下記及び下記に類する事例

- (1) 埋蔵文化財が発見され、その調査が必要となった。
- (2) 現地の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。
- (3) 予期せぬ交通規制を受け、工事を進められなくなった。

VI

発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合

- (1) 地元調整の結果、施工範囲を拡大(縮小)する。
- (2) 地元調整の結果、施工条件として定めた施工時間、施工日を変更する。
- (3) 警察、鉄道、河川等の管理者・消防署等の協議により施工内容の変更、工事の追加をする。
- (4) 同時に施工する必要のある工事が判明し、その工事を追加する。
- (5) 関連する他の工事の影響により施工内容を変更する。
- (6) その他発注者側の必要により設計図書を変更する。

VII

工事用地が確保できないこと等のため又は天災等により受注者が工事を施工できないと客観的に認
められ、工事の全部又は一部の施工を一時中止したもので、これが受注者の責めに帰すことのできな
いと認められた場合

(1) 工事用地等の確保ができない場合

- ア 発注者の義務である工事用地(工事目的物が建設される場所。以下同じ)及び設計図書で発注
者が提供すると定められた工事の施工上必要な用地の確保が行われていない。
- イ 工事用地の支障物件が除去されていない。
- ウ 工事用地に登記されている他人の物権等(地上権、地役権、賃借権等)が消滅していないため、
工事を進められない。
- エ 設計図書に工事着手時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工でき
ない。

(2) 天災等による場合

- ア 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他の自然的な事象によって
工事を進められない。
- イ 工事現場が不法占拠され工事を進められない。
- ウ 関連工事の工事進捗が遅れ、当初契約工期内の完成が困難となる場合。

6. 「設計図書の照査」の範囲について

(1) 「設計図書の照査」の範囲

土木工事標準仕様書 1. 1. 3 2(「設計図書の照査」の範囲)により、受注者が作成する資料の範囲は、表3の通りとします。

表3 受注者が作成する資料の具体例

土木工事標準仕様書で規定する 確認できる資料	設計図書の照査範囲として 受注者が作成する資料の具体例
現場地形図 ⇒	実測横断図
設計図との対比図 ⇒	当初設計図への現地盤線等の作図
取り合い図 ⇒	当初設計図への既設構造物の追記
施工図 ⇒	実施工程上問題となる施工資料

また、土木工事標準仕様書 1. 1. 3 2(「設計図書の照査」の範囲)に規定する更なる追加資料とは、現地の事実が確認できない場合に要求できるものとします。

注) 現地事実の確認のために監督員が要求できる追加資料には、新たな比較設計や構造計算を伴うものは、含まれません。

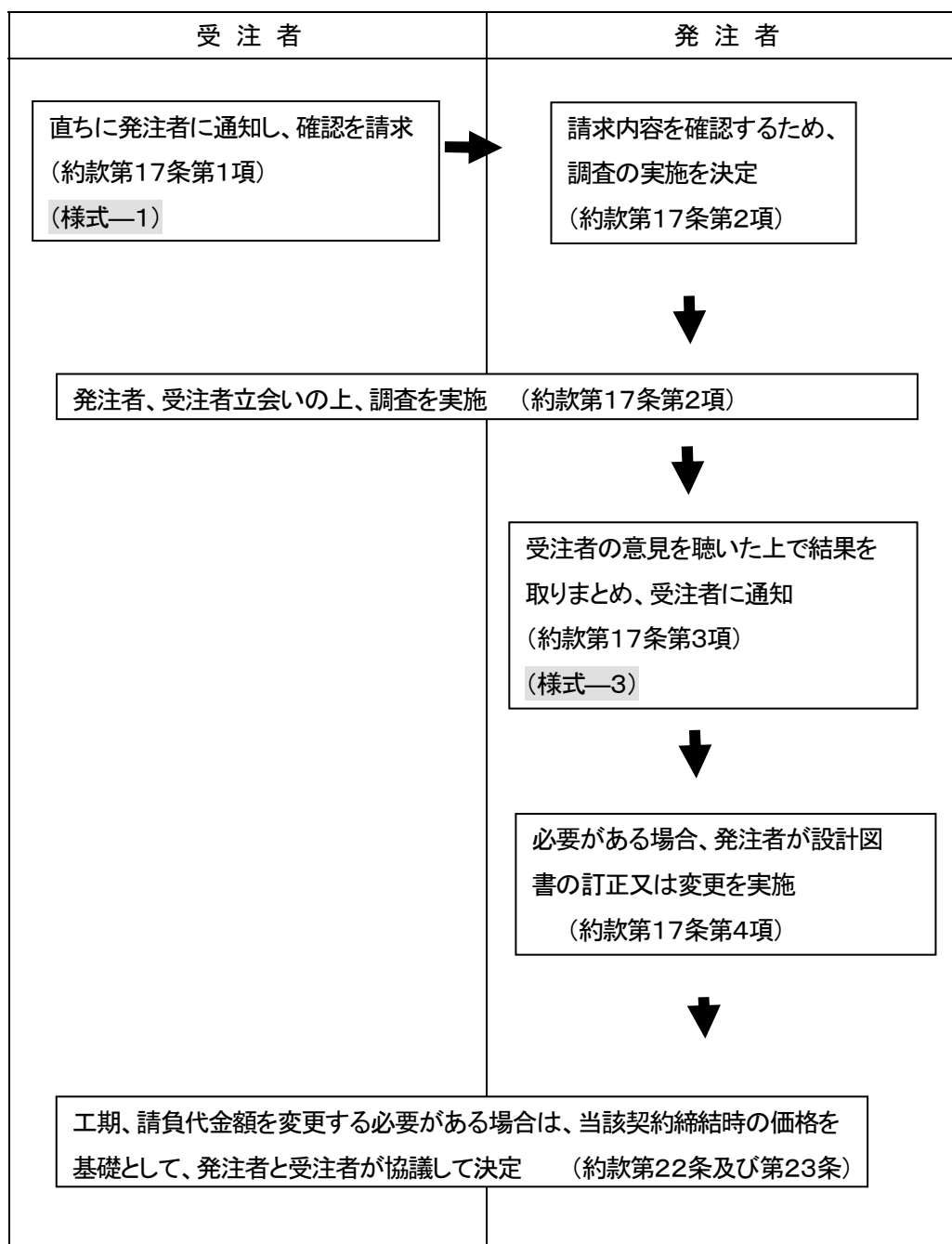
受注者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は、発注者の責務において実施するものとします。

(2) 「設計図書の照査」の範囲を超える具体例

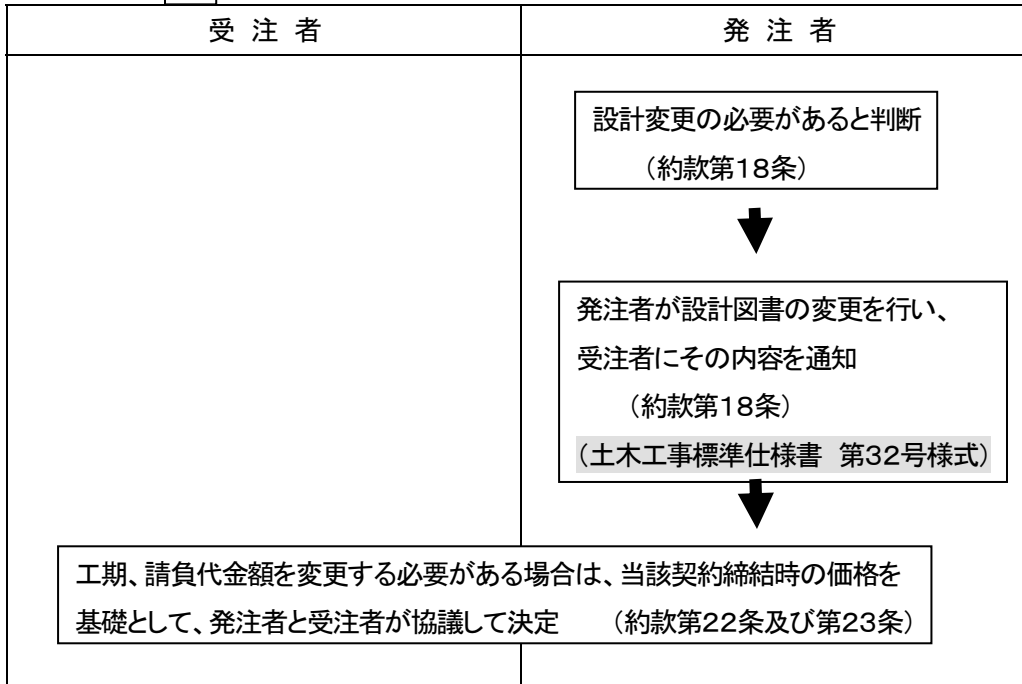
- ア. 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しに伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- イ. 現地測量の結果、排水計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ウ. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- エ. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- オ. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- カ. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- キ. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ク. 土留め等(指定仮設)の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ケ. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- コ. 構造物の応力計算書の計算入力条件(現地条件及び施工条件など設計条件の照査は設計図書の照査に含む。)の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- サ. 設計根拠まで遡る設計図書の見直し(現地条件及び施工条件など設計条件の照査は設計図書の照査に含む。)
- シ. 舗装修繕工事の縦横断設計
(当初の設計図書において縦横断図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事標準仕様書第6編 13. 4. 3 「路面切削工」、13. 4. 5 「切削オーバーレイ工」、13. 4. 6 「オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれるものとする。)

7. 設計変更を行う場合の手続き

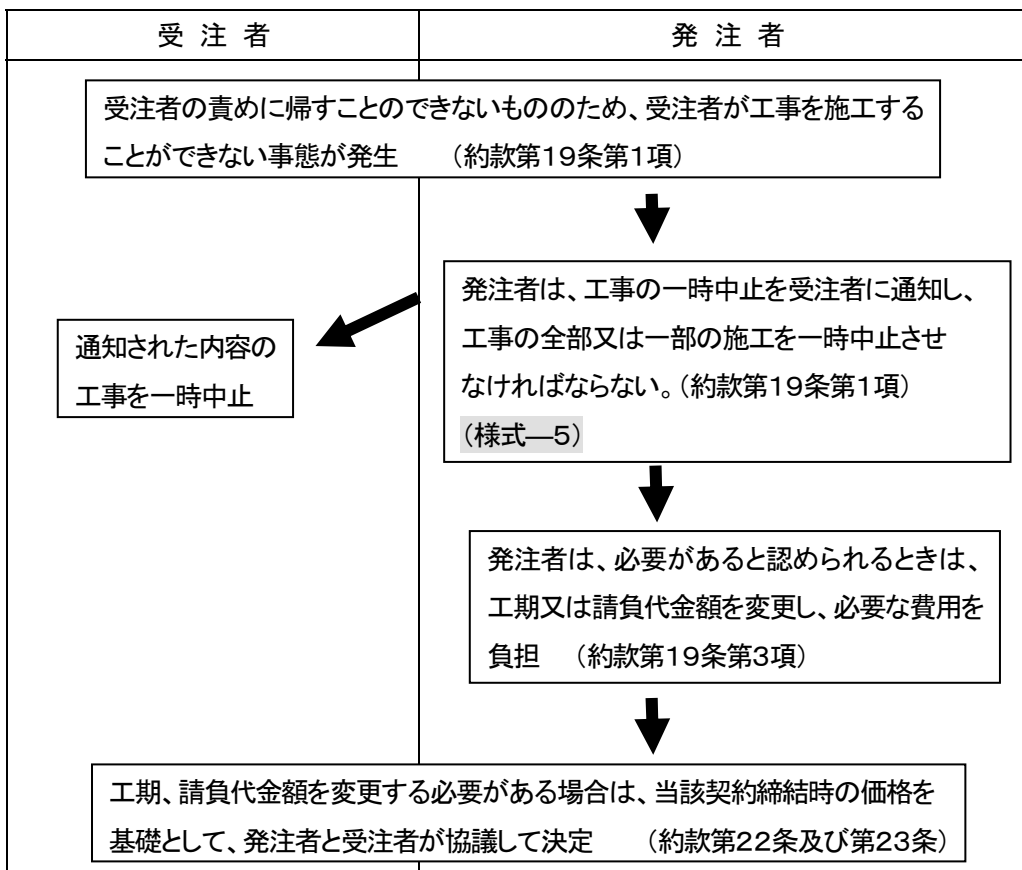
(1) 5で規定する **I** ~ **V** に該当する場合の手続き



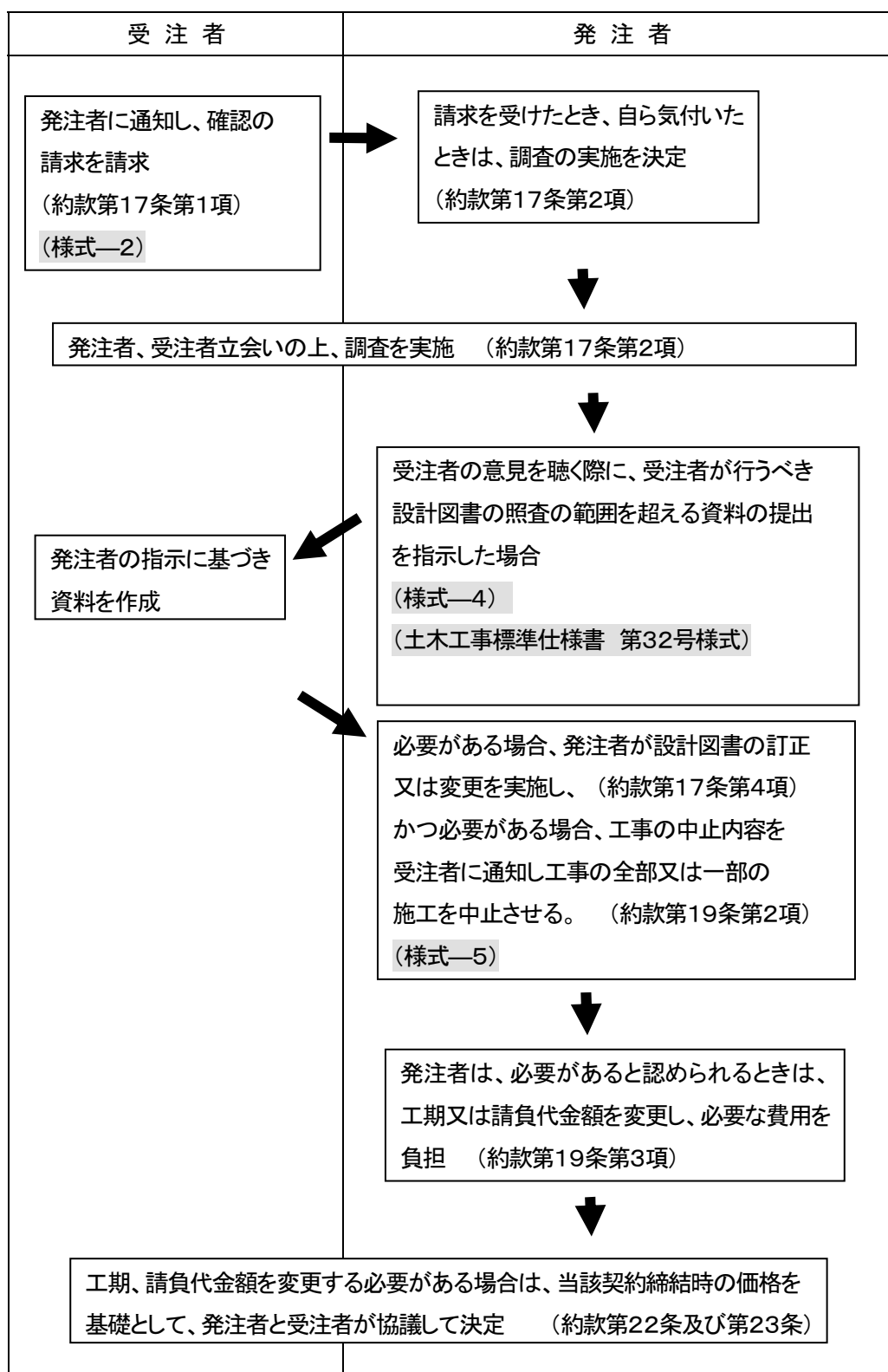
(2) 5で規定する **VI** に該当する場合の手続き



(3) 5で規定する **VII** に該当する場合の手続き



(4) 6(2)で規定する「設計図書の照査」の範囲を超えるものを指示した場合の手続き



8. 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料の作成

受注者が、約款第17条第1項に該当する事実を発見した場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。ただし、これらの資料作成に係る費用は契約変更の対象としません。

(2) 設計変更に必要な資料の作成

約款第17条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、約款第17条第4項に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。

ア 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。

イ 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。

ウ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

エ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

オ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とし、受発注者間の協議による。

ただし、精算変更を行う場合の資料となる出来形図等の作成に係る費用は、契約変更の対象となりません。

9. 指定と任意

(1) 指定・任意の正しい運用

仮設とは、工事目的物を完成するために必要な手段であり、工事目的物を構築するため一時的に工事施工上使用するものをいいます。

約款第1条第3項では、「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める」と定めており、仮設・施工方法等の指定・任意については、適切に扱う必要があります。

「指定」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならないものをいいます。

「任意」とは、工事目的物を完成させるにあたり、その仮設・施工方法等について、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものをいいます。

指定仮設と任意仮設の考え方を表4に示します。

表4 指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書への位置付け	工事材料、数量及び施工方法等について、具体的に指定します。 (契約条件として位置付けられます)	工事材料、数量及び施工方法等について具体的に指定しません。 (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがあります。)
工事材料及び施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要です。	受注者の任意で行います。 (ただし、施工計画書等の修正、提出は必要です。)
工事材料及び施工方法等の変更がある場合の設計変更の対応	設計変更で対応します。	設計変更で対応することは、できません。
設計図書に明示した施工条件と実際の現場条件が一致しない場合に対応する設計変更	設計変更で対応します。	設計変更で対応します。
その他	指定仮設とすべき事項 ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

様式—1

年 月 日

名古屋市長

受注者 (住所)

(氏名)

印

設計図書の確認請求について(通知)

次の工事について名古屋市請負工事契約約款第17条第1項の規定により下記に該当する事実を発見しましたので、通知します。

工事名

記

1. 発見した事実 (事実を簡潔かつ具体的に記述する。別添資料の通りと記載しても可。)
2. 説明資料等 別添資料の通り。
(事実を明確にできる資料の作成。必要に応じ図面、現場写真等を添付)

総括監督員	主任監督員	担当監督員

様式—2

年 月 日

名古屋市長

受注者 (住所)

(氏名)

印

設計図書の照査範囲を超えるものの確認請求について(通知)

次の工事について名古屋市請負工事契約約款第17条第1項の規定により下記に該当する事実を発見しましたので、通知します。

工事名

記

1. 発見した事実 (事実を簡潔かつ具体的に記述する。別添資料の通りと記載しても可。)
2. 説明資料等 別添資料の通り。
(事実を明確にできる資料の作成。必要に応じ図面、現場写真等を添付)

総括監督員	主任監督員	担当監督員

様式—3

年 月 日

受注者名

名古屋市長

設計図書の確認請求について(回答)

年 月 日付けであった設計図書の確認請求について名古屋市請負工事契約約款第17条第3項の規定により下記の通り、調査結果を通知します。

工事名

記

1. 調査結果 設計図書の確認請求について必要を(認めます・~~認められません~~)
(どちらかを選択する。)

2. 設計図書の訂正

発注者にて、設計図書を訂正し別添の通り指示します。

~~現設計図書の通りとします。~~

(どちらかを選択する。)

※注 設計図書を訂正する場合には、施工指示書(請負工事施行要綱第21条第2項様式第32号)を作成すること。

様式—4

年 月 日

受注者名

名古屋市長

設計図書の照査範囲を超えるものの確認請求について(回答)

年 月 日付けであった設計図書の照査範囲を超えるものの確認請求について名古屋市請負工事契約約款第17条第3項の規定により下記の通り、調査結果を通知します。

工事名

記

設計図書の照査範囲を超えるものの確認請求について(通知)

1. 調査結果 確認請求のあった件につき、設計図書の照査範囲を超えるものと
(認めます・認められません)
(どちらかを選択する。)
2. 資料の作成 確認請求のあった件につき、施工指示書の通り資料の作成し、監督員に提出
してください。

~~確認請求のあった件につき、設計図書の照査範囲でありますので、資料作成の上
監督員に提出してください。~~

~~確認請求のあった件につき、設計図書の訂正は、本市において実施し別途指示
します。~~

(どれかを選択する。)

※注 設計図書の照査範囲を超えとももの場合には、施工指示書(請負工事施行要綱第
21条第2項様式第32号)を作成すること。

様式—5

年 月 日

受注者名

名古屋市長

工事の()一時中止について(通知)

標記について名古屋市請負工事契約約款第19条第1項及び第2項の規定により下記の通り、
通知します。

工事名

記

1. 本工事を 年 月 日から()一時中止する。
2. 中止理由
3. 工事中止箇所
4. 工事一時中止予定期間 ○○日間(年 月 日まで)
5. 工事再開については、別途通知する。
6. その他

※ ()には、全部又は一部を記入すること。

様式—6

年 月 日

受注者名

名古屋市長

工事の()一時中止の()再開について(通知)

標記について名古屋市請負工事契約約款第19条第1項及び第2項の規定により下記の通り、
通知します。

工事名

記

1. 年 月 日より()一時中止(年 月 日付け)の本工事を 年 月 日か
ら再開する。

2. 工事再開箇所

※ ()には、全部又は一部を記入すること。